

【機密性 2 情報】

【勤務地：東京都区内】

期間業務職員の採用について（障害者雇用）

内閣官房内閣人事局では、障害者雇用の一環として、障害者を対象とした期間業務職員を次のとおり募集いたします。

【職 種】 一般事務

【雇用形態】 非常勤

【雇用期間】 令和5年4月1日から令和6年3月31日

※ 雇用期間終了後、勤務実績を踏まえ更新することも可能です。

※ 採用後、1ヶ月間は条件付採用期間となります。

【応募資格】

◇ 次に掲げる手帳等の交付を受けている方

※下記の手帳等は応募時及び面接試験日当日において有効であることが必要です。

ア ① 身体障害者手帳

② 身体障害者福祉法第15条の規定により都道府県知事の定める医師が、当該都道府県において同条の申請に用いられる様式により作成した、障害の種類及び程度並びに障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる障害に該当する旨が記載された診断書・意見書

③ 産業医又は人事院規則10-4第9条等に規定する健康管理医による②に準じる診断書・意見書(心じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害に係るものを除く。)

イ 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳等又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは地域障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書

ウ 精神障害者保健福祉手帳

【機密性 2 情報】

なお、以下に該当する方は応募できませんのでご了承ください。

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 国家公務員法第 38 条の規定により国家公務員になることができない者
  - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
  - 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者
  - 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者  
(心身耗弱を原因とするもの以外)

勤務時間 9：30～18：15

※勤務時間については、1日6時間から7時間45分の間でご相談の上、決定します。

休憩時間 12：00～13：00までの60分

日 給 6,640円～10,450円/日 (学歴・経験等を考慮の上、決定)

通勤手当 (月額55,000円以内)

住居手当 (支給条件に該当する方のみ、月額28,000円以内)

超過勤務手当 (実績に応じて支給されます)

賞与 (一定の条件を満たした場合、支給されます)

退職手当 一定の条件を満たした場合、退職手当が支給されます。

休 日 土日祝日

休 暇 年次休暇10日 (半年経過後に付与、再採用時に繰越可)

就業場所 東京都千代田区永田町 1-6-1 中央合同庁舎第8号館

加入保険 雇用保険、内閣共済組合（短期組合員）、厚生年金保険に加入  
※ 国家公務員退職手当法が適用された場合、雇用保険は適用除外となります。また、再採用により引き続いて1年を超えて勤務した場合、国家公務員共済組合法が適用され、厚生年金保険は適用除外となります。

仕事内容 一般事務の補助（パソコン入力、ワープロ・表計算等による文書の作成）及び雑務（コピー、資料整理、シュレッダー）等

採用人数 1名

応募方法 ① 履歴書（顔写真貼付）  
② 面接時配慮事項調査票（別添様式）  
☑ 職務遂行上の配慮事項の確認のため、障害の状況（種別や程度）や配慮事項を可能な範囲で応募書類にご記入ください。

次の宛先まで郵送願います。

<あて先及びお問合せ先>

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎第8号館

内閣官房内閣人事局職員係 期間業務職員採用担当

電話03-6257-3732

※封筒に「期間業務職員（障害者雇用）選考書類在中」

と記載願います。

募集期限 令和5年1月27日（金）必着

面接等 書類審査の上、1次審査合格者に面接日をお電話にてお知らせします。  
（就労支援機関副司席可）

※ 応募書類は、返却いたしません。

※ 選考は、上記提出締切り前から行う場合もあります。

※ 採用後は、マイナンバーカードを身分証として使用することとしておりますので、あらかじめカード取得を手続きして頂くこととなります。